

名古屋港管理組合公報

平成28年 4月15日

(金曜日)

第 577 号

目 次

○勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
○職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則	2
○給与条例施行規則の一部を改正する規則	3
○住居手当規則の一部を改正する規則	3
○通勤手当規則の一部を改正する規則	5
○単身赴任手当規則の一部を改正する規則	5
○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	5
告 示	
○港湾施設の使用停止	6
訓 令	
○名古屋港管理組合職員服務規程の一部改正	6
監 査 公 表	
○定期監査の結果の公表	7
○財政援助団体等の監査結果の公表	8
辞 令	
○中西 肇	13
議 会 事 項	
○3月定例会名古屋港管理組合議会の結果	13
○職員の人事異動	13
監 査 委 員 事 項	
○職員の人事異動	13
雑 報	
○職員の人事異動	14

規 則

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十八年四月十五日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第七号

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和二十二年名古屋港管理組合規則第六号）の一部を次のように改正する。
 第一条の二第二項中「の翌日」を「を起算日とする四週間前の日」に改め、「末日まで」の下に「の期間」を加える。
 第一条の五第二項第二号中「身体上若しくは精神上」を「心身の機能」に改める。

第三条第二項後段を削る。

第四条の二中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十八年名古屋港管理組合条例第四号）第二条第一項（同条例第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による自己啓発等休業

第四条の三第一項第一号中「であつて、組織的な援助活動を行う団体等で適当であると認められるものの要請に基づき、当該団体の指揮下で行われる支援活動」を削り、同項第三号中「であつて、組織的な援助活動を行う団体等で適当であると認められるものに所属し、かつ、当該団体の活動下で行われるもの」を削る。

別記様式第四号

所属	職名	氏名							
付与時間 (繰り越した分 時間)		8時間 (付与日: 年 月 日)	8時間 (付与日: 年 月 日)	8時間 (付与日: 年 月 日)					
承認印	整理者印	本人印	期間	計	備考	承認印	整理者印	本人印	期間

	計	備考

を

所属		職名		氏名	
承認印	整理者印	本人印	期間	計	備考
承認印	整理者印	本人印			

期間	計	備考
----	---	----

に改め、同様式注を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。ただし、第一条の二第二項の改正規定及び第三条第二項後段を削る改正規定並びに別記様式第四の改正規定は、平成二十九年一月一日から施行する。

職員自己啓発等休業に関する条例施行規則を公布する。
平成二十八年四月十五日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第八号

職員自己啓発等休業に関する条例施行規則
(趣旨)

第一条 この規則は、職員自己啓発等休業に関する条例（平成二十八年名古屋港管理組合条例第四号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業をすることができる職員)

第二条 条例第二条第一項に規定する管理者が定める者は、職員としての在職期間が三年以上の者とする。
(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)

第三条 条例第三条に規定する管理者が定める場合は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十七条に規定する大学院の課程（同法第四百四条第四項第二号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であつて、その修業年限が二年を超え、三年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。
(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第四条 条例第七条第三号に規定する管理者が定める事由は、自己啓発等休業の承認を受けた職員が、当該自己啓発等休業を開始する日の前日までに、条例第二条第一項に規定する勤務成績その他の事情を考慮して総務部長が定める事由に該当することとなつたときとする。
(報告)

第五条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

- 一 当該職員がその申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- 二 当該職員がその在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- 三 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成二十八年四月一日から適用する。
(職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正)
- 2 職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年名古屋港管理組合規則第一号）の一部を次のように改正する。
第三条の二第一項第二号に次のように加える。

ホ 職員自己啓発等休業に関する条例（平成二十八年名古屋港管理組合条例第四号）第二条第一項（同条例第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により自己啓発等休業をしていた期間

給与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十八年四月十五日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第九号

給与条例施行規則の一部を改正する規則

給与条例施行規則（昭和二十七年名古屋港管理組合規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の六第二号中「本号」を「この号」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 給与期間中に職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十八年名古屋港管理組合条例第四号）第二条第一項（同条例第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による自己啓発等休業の承認を受けた期間があつたとき。

第四条第二項中「身体に著しい」を「著しい心身の機能の」に改める。

第八条の二第二項中「次の各号」を「次」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第九条第六項中「職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和二十二年名古屋港管理組合規則第五号）」を「職免規則」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 条例第十三条第一項に規定する「その他これらに準ずるものとして管理者が定める場合」とは、職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和二十二年名古屋港管理組合規則第五号。以下「職免規則」という。）第一条第八号の五の規定により職務に専念する義務を免除された場合とする。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給与条例施行規則の規定及び附則第三項の規定による改正後の旅費条例施行規則（昭和二十八年名古屋港管理組合規則第三号）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

（職員の職務の級分類に関する規則の廃止）

2 職員の職務の級分類に関する規則（昭和二十九年名古屋港管理組合規則第二十一号）は、廃止する。

（旅費条例施行規則の一部改正）

3 旅費条例施行規則の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「身体に障害を有する」を「心身の機能の障害がある」に改める。

住居手当規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十八年四月十五日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第十号

住居手当規則の一部を改正する規則

第一条 住居手当規則（昭和四十六年名古屋港管理組合規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（適用除外職員）

第二条 条例第十条の三第一項第一号に規定する「その他管理者が定める職員」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 職員の扶養親族（条例第九条第二項に規定する扶養親族で条例第十条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下この条において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅並びにこれらに準ずるものとして総務部長が定める住宅の全部又は一部を借り受け、当該住宅に居住している者

二 第五条の規定により住居手当を支給されている職員と同居している当該職員の配偶者である者

第九条を第十三条とし、第八条を第十二条とする。

第七条中「その不当に」の下に「支給を」を加え、同条を第十一条とする。

第六条中「の支給を受けている」を「を支給されている」に改め、同条を第十条とする。

第五条第一項ただし書中「第三条」を「第六条」に改め、同条第二項中「受けている」を「支給されている」に改め、同条を第九条とする。

第四条第二項中「戸籍謄本、住民票の写しその他」を削り、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（家賃の算定の基準）

第八条 任命権者は、第六条の規定による届出に係る職員（条例第十条の三第一項第一号及び第二号に規定する職員に限る。）が家賃及び食費等を併せて支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、総務部長が定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

第三条中「受けている」を「支給されている」に改め、「場合」の下に「（同項第一号及び第二号に規定する職員にあつては、居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合を含む。）」を加え、同条を第六条とし、第二条の次に次の三条を加える。

（配偶者が居住するための住宅から除く住宅）

第三条 条例第十条の三第一項第二号に規定する「管理者が定める住宅」とは、前条第一号に規定する住宅をいう。

（権衡職員の範囲）

第四条 条例第十条の三第一項第二号に規定する「これらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの」とは、単身赴任手当規則（平成二年名古屋港管理組合規則第十二号）第五条に該当する職員（地方公務員

法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第二項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）で、同規則第五条第三号に規定する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住する住居として、同号に規定する異動又は公署の移転（愛知県の職員、名古屋市の職員、職員の退職手当に関する条例（昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号）第七条第五項第三号に規定する者又は国家公務員であつたものから人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となつた者（以下「愛知県の職員等から引き続き条例の適用を受ける職員となつた者」という。）にあつては、当該条例の適用）の直前の住居であつた住宅（前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして総務部長が定める住宅を借り受け、月額二万三千円を超える家賃を支払っているものをいう。

（世帯主等の職員）

第五条 条例第十条の三第一項第三号に規定する「自ら居住するため住宅に係る費用を負担していると認められる職員（世帯主及びこれに準ずるもので管理者が定めるもの（第二号に掲げるものを除く。）に限る。）」及び同項第四号に規定する「単身赴任中の職員で、配偶者（職員であるものを除く。）が居住するための住宅に係る費用を負担しているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの（第二号に掲げるものを除く。）」とは、次の各号のいずれかに該当する者（同項第一号及び第二号に掲げる者を除く。）をいう。

一 自ら居住するため又は条例第十条の三第一項第四号に規定する配偶者若しくは次号に規定する子が居住するため住宅（公務遂行上の必要により貸与される宿舍等を除く。）を借り受け、家賃を支払っている職員その他総務部長が定める職員のうち、次のいずれかに該当する者

イ 配偶者又は子のある者。ただし、配偶者に事実上扶養されている者を除く。

ロ 配偶者及び子のない者で、次のいずれかに該当する者（総務部長の定める者に限る。）

(1) 父母又は父若しくは母の一方と同居していない者

(2) 父母又は父若しくは母の一方と同居し、それらの者を条例第九条第二項に規定する扶養親族若しくは所得税法（昭和四十年法律第三十二号）第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族とし、又はそれらの者を事実上扶養している者

二 単身赴任手当規則第五条に該当する職員で、同条第三号に規定する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住する住居として、同号に規定する異動又は公署の移転（愛知県の職員等から引き続き条例の適用を受ける職員となつた者にあつては、当該条例の適用）の直前の住居に係る費用を負担しているもの

附則第三項中「第二条第二項第一号ただし書」を「第五条第一号イただし書」に改める。

第二条 住居手当規則の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（適用除外職員）

第二条 条例第十条の三第一項第一号に規定する「その他管理者が定める職員」とは、職員の扶養親族（条例第九条第二項に規定する扶養親族で条例第十条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅並びにこれらに準ずるものとして総務部長が定める住宅の全部又は一部を借り受け、当該住宅に居住している者をいう。

第三条中「前条第一号」を「前条」に改める。

第四条中「以下同じ。」及び「（以下「愛知県の職員等から引き続き条例の適用を受ける職員となつた者」という。）」を削り、「二万三千円」を「一万二千円」に改める。

第五条を次のように改める。

（支給額）

第五条 条例第十条の三第二項第一号イに規定する「家賃の月額から一万二千円を控除した額を超えない範囲内において管理者が定める額」は、二千五百円とする。

二 条例第十条の三第二項第一号ロに規定する「家賃の月額から一万三千円を控除した額の二分の一（その控除した額の二分の一が一万六千円を超えるときは、一万六千円）を一万千円に加算した額を超えない範囲内において管理者が定める額」は、八千八百円とする。

第六条中「住居その他任命権者に届け出ている事項に変更があつた場合（同項第一号及び第二号に規定する職員にあつては、」及び「を含む。）」を削る。

第八条中「（条例第十条の三第一項第一号及び第二号に規定する職員に限る。）」を削る。

附則第三項を削る。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の住居手当規則（以下「平成二十七年改正後の規則」という。）、次項及び附則第五項の規定は平成二十七年四月一日（以下「適用日」という。）から、第二条の規定による改正後の住居手当規則（以下「改正後の規則」という。）及び附則第四項の規定は平成二十八年四月一日（以下「切替日」という。）から適用する。

（経過措置）

3 適用日から平成二十八年三月三十一日までの間において、給与条例の一部を改正する条例（平成二十八年名古屋港管理組合条例第二号。以下「一部改正条例」という。）第一条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の条例」という。）第十条の三第一項第一号及び第二号の職員たる要件を具備する期間があつた者に対する平成二十七年改正後の規則第六条及び第九条の規定の適用については、第六条中「速やかに」とあるのは「平成二十八年三月三十一日までに」と、第九条第一項中「これに係る事実の生じた日から十五日」とあるのは「平成二十八年三月三十一日」とする。

4 切替日の前日現に改正後の条例第十条の三第一項第三号又は第四号の規定の適用を受けていた職員に対する切替日から平成二十三年三月三十一日までの間（一部改正条例第二条の規定による改正後の給与条例第十条の三第一項各号の規定の

適用を受ける期間を除く。)における改正後の規則の規定の適用については、なお従前の例による。

(内払)

- 5 適用日以降平成二十八年三月三十日まではこの規則による改正前の住居手当規則に基づいて既に職員に支払われた住居手当は、平成二十七年改正後の規則による住居手当の内払とみなす。

通勤手当規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年四月十五日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第十一号

通勤手当規則の一部を改正する規則

通勤手当規則(昭和三十四年名古屋港管理組合規則第一号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項中の「身体に障害を有する」を「に規定する「心身の機能の障害がある」に改める。

第八条第一号中「四万五千円を超えるときは、その額と四万五千円との差額の二分の一(その差額の二分の一が五千円を超えるときは、五千円)を四万五千円に加算した額(その額に円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を「五万五千円を超えるときは、五万五千円」に改める。

第八条の二中「身体障害」を「障害」に改める。

第十四条第二項第一号及び第二号中「四万五千円」を「五万五千円」に改める。

第十五条第二項第一号中「四万五千円」を「五万五千円」に改め、同項第二号中「四万五千円を」を「五万五千円を」に改め、同号イ中「条例第十一条第二項第一号に規定する「調整した額」(以下「調整した額」という。)若しくは同項第三号に規定する「四万五千円に加算した額」を「五万五千円」に、「すべて」を「全て」に改め、同号ロ中「調整した額」を「五万五千円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

単身赴任手当規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年四月十五日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第十二号

単身赴任手当規則の一部を改正する規則

単身赴任手当規則(平成二年名古屋港管理組合規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「愛知県」を「地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第二項若しくは第二項の規定による採用により、又は愛知県」に、「又は」を「若しくは」に、「等により」を「等により、」に改め、同条第七号中「愛知県」を「法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第二項若しくは第二項の規定による採用により、又は愛知県」に、「者又は」を「者若しくは」に、「により」を「により、」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年四月十五日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第十三号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和三十一年名古屋港管理組合規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条の四第一号中「停職」の下に、「自己啓発等休業(条例第七条第四項第一号に掲げる自己啓発等休業をいう。)」を加え、同条第二号中「限る。」の下に、「自己啓発等休業(条例第七条第四項第二号に掲げる自己啓発等休業をいう。)」を加える。

第三条の見出しを削り、同条第一項第二号及び第三号中「臨時に雇用」を「臨時的に任用」に改め、同条第二項中「臨時雇用期間」を「臨時的任用期間」に改め、同条の前に次の見出し及び一条を加える。

(勤続期間の計算)

第二条の八 条例第七条第四項第一号に規定する「その他の管理者が定める要件」は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 自己啓発等休業の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によつて当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日(職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十八年名古屋港管理組合条例第四号)第六条第三項の規定により自己啓発等休業の期間が延長された場合にあつては、延長された自己啓発等休業の期間の初日の前日)までに、任命権者の承認を受けたこと。
- 二 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として懲戒処分を受けていないこと。
- 三 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(条例第七条第五項第二号から第四号までの規定により職員として引き続いた勤続期間に連算される在職期間を含む)が五年に達するまでの期間中に退職してい

ないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- イ 公務（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十四年名古屋港管理組合条例第一号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第二条第一項の規定により派遣された職員（以下「職員派遣された職員」という。）の派遣先の団体及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第十条第二項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）の公益的法人等派遣条例第九条各号に掲げる特定法人（以下「職員派遣団体等」という。）における業務を含む。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）第二条第二項に規定する通勤（職員派遣された職員（公益的法人等派遣条例第二条第一項第二号の規定により派遣された者を除く。）及び退職派遣者にあつては、職員派遣団体等において就いていた業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤）をいう。）に起因する負傷又は疾病（以下「公務災害等」という。）により退職し、又は死亡した場合
- ロ 定年条例第二条の規定により退職し、又は定年条例第四条の規定により引き続き勤務し、同条に規定する期限の到来により退職した場合（総務部長が定める場合に限る。）
- ハ 条例第二条第二項各号のいずれかに該当して退職した場合
- ニ 公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により退職した場合

2 前項第三号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項の規定による休職（公務災害等による休職を除く。）の期間
- 二 停職の期間
- 三 自己啓発等休業の期間
- 四 専従休職の期間
- 五 配偶者同行休業の期間
- 六 育児休業の期間
- 七 その他前各号に準ずる期間

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

告 示

名古屋港管理組合告示第24号

次の港湾施設は、平成28年4月1日から当分の間、使用を停止した。
平成28年4月15日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 荷さばき地附属詰所

名 称	使用区分	等級	面 積	構 造	位 置
金城ふ頭荷さばき地 附属詰所	一般使用	1級	平方メートル 614	鉄筋コンクリート造り 3階建一部4階建	77号岸壁背後

訓 令

訓令三号

組合内一般

名古屋港管理組合職員服務基本規程（昭和二十九年訓令第十一号）の一部を次のように改正する。
平成二十八年四月十五日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

第六条の見出しを「(営利企業従事等の許可)」に改め、同条第一項中「営利企業等に従事すること」を「営利企業への従事等」に、「営利企業等従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に改め、同条第二項中「すみやかに営利企業等従事取消届出書」を「速やかに営利企業従事等取消届出書」に改める。

様式第八号中「営利企業等従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に、「下記」を「以下」に改める。

様式第九号中「営利企業等従事取消届出書」を「営利企業従事等取消届出書」に、「下記」を「以下」に、「営利企業等の従事」を「営利企業への従事等」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月十五日から施行する。

監 査 公 表

監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を公表する。

平成28年4月15日

名古屋港管理組合監査委員 石井芳樹
同 西川洋二
同 鈴木邦尚

1 監査の期間

平成27年10月20日から

平成28年2月10日まで

2 監査の対象及び実施年月日

対 象	実 施 年 月 日
企 画 調 整 室	平成28年2月8日 平成27年11月19日から 平成28年1月6日まで
総 務 部	平成28年2月8日 平成27年10月21日から 平成28年1月15日まで
港 営 部	平成28年2月10日 平成27年11月27日から 平成28年1月20日まで
建 設 部	平成28年2月10日 平成27年11月10日から 平成28年1月14日まで
監査委員事務局	平成28年2月8日 平成27年10月21日
議 会 事 務 局	平成28年2月8日 平成27年10月20日

3 監査の範囲

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、主として平成27年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について実施した。

なお、工事については、建設部の工事の内1件を抽出して、公益社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査を委託し、これを参考に監査した。

4 監査結果

事務の執行及び事業の管理については、おおむね適正に処理されていると認められたが、次のとおり留意改善を要する指摘事項が見受けられた。

なお、これらの事項については、必要な措置を講じられたい。

(1) 指摘事項

(支出事務)

ア 超過勤務手当において、過支給となっているものがあった。

該当箇所 企画調整室、総務部、建設部

イ 在勤地出張に係る旅費において、未支給、支給不足及び過支給となっているものがあった。

該当箇所 企画調整室、総務部、港営部、建設部

(2) 注意事項

特になし

5 監査意見

(1) 行財政改革について、進捗状況管理に努めるだけでなく、必要に応じて適宜計画を見直すとともに、より一層の効率的な組織づくりと適正な職制及び職員の配置に努めるよう要望する。

該当箇所 総務部

(2) 公会計について、固定資産台帳の整備にあたっては、遺漏のないように対応し、港湾施設等アセットマネジメントシステムと連携する等、的確に取り組むよう要望する。

該当箇所 総務部、港営部、建設部

(3) 公の施設の管理について、非公募で任意の指定管理者としている公益財団法人にあっては、今後も継続して公益財団法人として管理できるのかも含め、事業のあり方等について検討するよう要望する。

該当箇所 港営部

(4) 契約事務について、頻繁に同様の契約を締結する場合には、単価契約にすると事務手続等の効率化が図られるが、予算執行の統制上困難を伴うことから、利用実績等を考慮し、適正に執行するよう要望する。

該当箇所 全庁

監査公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を公表する。

平成28年4月15日

名古屋港管理組合監査委員 石井芳樹
同 西川洋二
同 鈴木邦尚

(公益財団法人名古屋港緑地保全協会)

- 1 監査種別 出資団体監査・公の施設の指定管理者監査
- 2 監査の対象 公益財団法人名古屋港緑地保全協会
(当該指定管理者の事業に係る港営部の事務を含む。)
- 3 実施年月日 平成27年11月11日(水)
平成28年2月1日(月)

4 監査対象の概要

(1) 設立目的

公益財団法人名古屋港緑地保全協会(以下「協会」という。)は、豊かで快適な港湾環境を創出するため、名古屋港の臨港地区内及びその周辺の緑化を推進し、適切な環境保全に努め、もって名古屋港の発展と親しまれる港づくりに寄与することを目的として、本組合がその全額を出資して昭和59年5月1日に設立された。

(2) 事業の内容

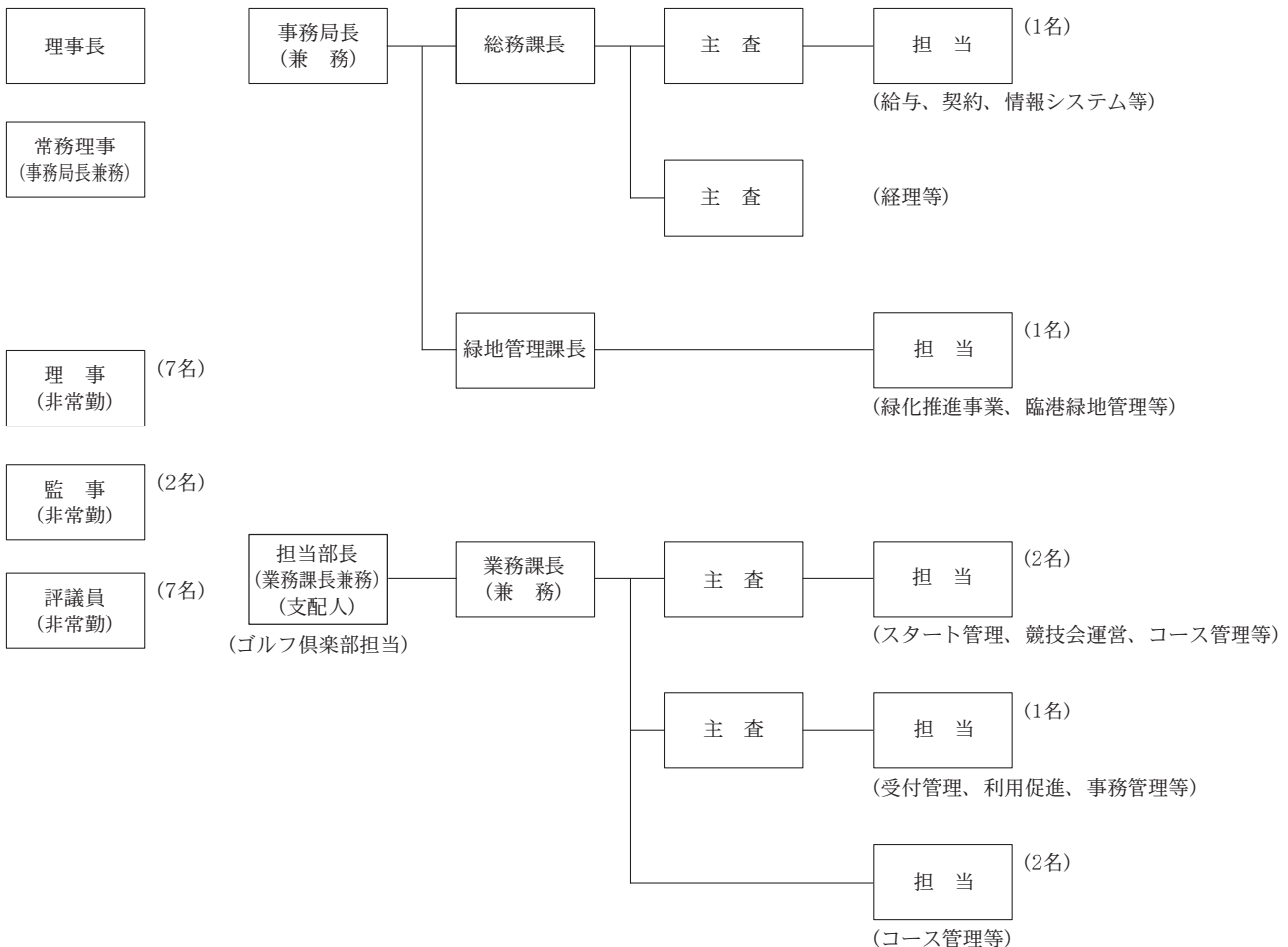
協会は、名古屋港内の緑地の維持管理を始めとして、名古屋港ゴルフ倶楽部(富浜コース)その他のスポーツ施設の管理運営等を行っている。

(3) 組織

協会の組織は、理事長1名、常務理事1名(事務局長兼務)のもと、職員30名(臨時職員16名含む。)により事業運営を行っている。

なお、機構図は次表に示すとおりである。

機構図(平成27年3月31日現在)



5 監査の観点

本組合は、協会の基本財産5,000万円の全額を出資していること、公の施設である富浜緑地始め8緑地及び名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）等の指定管理者に指定していることから、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、出資金について、協会の事業運営は設立目的に沿って効果的に行われているか、会計処理は適正に行われているか、指定管理料について、事業運営は協定等に沿って適切に執行されているか等の点について、主として平成26年度の出納その他の事務に係る監査を行った。

6 事業の状況

(1) 公益目的事業

ア 緑にふれあう機会と場を提供する事業

緑化思想の普及及び啓発を行うことを目的として、苗木の生産・頒布等を行い、講演会や園芸講習会を通じて緑化の重要性や地元自治体主催のイベント等に参加して緑化の推進に努めるとともに、名古屋港の公園等における植物の展示を通じて緑化の振興を図った。また、名古屋港臨港緑地の見学や体験活動を通して緑化の推進及び緑化思想の普及啓発を行い、本組合から指定管理者として受託した施設を活用し、名古屋港の臨港地区内及びその周辺住民・団体等に緑とふれあう場の提供を行うことを通じて、緑化の振興を図った。

イ 緑化に関する調査及び研究の事業

「緑化思想の普及活動」や「緑地を活用した地域住民の健康増進」に活かすことを目的として、講習会・研修会等へ参加するとともに、樹木・苗木・草花等の栽培に関する調査の実施及び緑化に関する研究資料の収集を行った。

ウ レクリエーションの機会と場を提供する事業

地域住民の健康増進及び青少年の健全な育成を図ることを目的として、本組合から指定管理者として受託した富浜緑地（サイクリングロード、テニスコート、運動広場、ゴルフ場）、楠緑地（サイクリングロード）、楠広場（野球場）、楠南広場（野球場）、木場南広場（野球場）及び東浜中央緑地（運動広場）の運営を行うとともに、その施設を活用して、施設利用者だけでなくより多くの方々に魅力と親しみを感じる企画・イベント（ジュニアゴルフ教室・サッカー大会等）を行った。

(2) 収益事業等

ア 管理運営する施設の利便性を向上させる事業

利用者の利便性向上及び高質なサービス提供のため、物販・レストラン等の事業を行った。また、富浜緑地（ゴルフ場）の駐車場に、名古屋港初となる自動車充電器の設置を行った。

7 財政状況

(1) 比較貸借対照表

科 目	26年度	25年度	比較増減	増減率
	円	円	円	%
I 資産の部				
1 流動資産	131,739,632	128,967,872	2,771,760	102.15
現金預金	111,459,471	111,091,462	368,009	100.33
未収金	17,212,928	15,205,718	2,007,210	113.20
前払金	15,000	0	15,000	—
仮払金	82,230	41,667	40,563	197.35
立替金	1,110	0	1,110	—
貯蔵品	1,900,928	1,705,725	195,203	111.44
商品	1,067,965	923,300	144,665	115.67
2 固定資産	189,297,589	224,440,731	△ 35,143,142	84.34
ア 基本財産	50,000,000	50,000,000	0	100.00
定期預金	50,000,000	50,000,000	0	100.00
イ 特定資産	10,691,572	8,610,731	2,080,841	124.17
退職給付引当資産	9,129,291	8,610,731	518,560	106.02
構築物	1,562,281	0	1,562,281	—
ウ その他固定資産	128,606,017	165,830,000	△ 37,223,983	77.55
長期前払費用	128,164,000	165,830,000	△ 37,666,000	77.29
構築物	442,017	0	442,017	—
資産 合計	321,037,221	353,408,603	△ 32,371,382	90.84
II 負債の部				
1 流動負債	151,061,842	151,657,671	△ 595,829	99.61

未払金	85,767,120	93,171,932	△ 7,404,812	92.05
未払法人税等	626,200	337,800	288,400	185.38
未払消費税等	8,939,500	2,155,800	6,783,700	414.67
前受金	2,959,200	3,131,400	△ 172,200	94.50
預り金	8,818,160	8,266,235	551,925	106.68
仮受金	13,971	5,131	8,840	272.29
1年内返済予定長期借入金	37,666,000	37,666,000	0	100.00
賞与引当金	6,271,691	6,923,373	△ 651,682	90.59
2 固定負債	104,675,282	136,774,731	△ 32,099,449	76.53
長期借入金	90,498,000	128,164,000	△ 37,666,000	70.61
退職給付引当金	14,177,282	8,610,731	5,566,551	164.65
負債 合計	255,737,124	288,432,402	△ 32,695,278	88.66
Ⅲ 正味財産の部				
1 指定正味財産	51,562,281	50,000,000	1,562,281	103.12
国庫補助金	1,164,248	0	1,164,248	—
民間補助金	398,033	0	398,033	—
寄付金	50,000,000	50,000,000	0	100.00
2 一般正味財産	13,737,816	14,976,201	△ 1,238,385	91.73
正味財産 合計	65,300,097	64,976,201	323,896	100.50
負債及び正味財産 合計	321,037,221	353,408,603	△ 32,371,382	90.84

(2) 正味財産増減計算書 (損益ベース)

科 目	26年度	25年度	比較増減	増減率
	円	円	円	%
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
ア 経常収益				
基本財産運用益	12,500	12,500	0	100.00
事業収益	494,947,633	566,335,077	△ 71,387,444	87.39
受取補助金等	2,107,719	2,100,000	7,719	100.37
雑収益	6,049,982	4,265,783	1,784,199	141.83
経常収益 計	503,117,834	572,713,360	△ 69,595,526	87.85
イ 経常費用				
事業費	444,373,554	511,698,792	△ 67,325,238	86.84
管理費	59,356,465	60,396,463	△ 1,039,998	98.28
経常費用 計	503,730,019	572,095,255	△ 68,365,236	88.05
当期経常増減額	△ 612,185	618,105	△ 1,230,290	△99.04
2 経常外増減の部				
ア 経常外収益	0	0	0	—
イ 経常外費用	0	0	0	—
税引前当期一般正味財産増減額	△ 612,185	618,105	△ 1,230,290	△99.04
法人税、住民税及び事業税	626,200	337,800	288,400	185.38
当期一般正味財産増減額	△ 1,238,385	280,305	△ 1,518,690	△441.80

一般正味財産期首残高	14,976,201	14,695,896	280,305	101.91
一般正味財産期末残高	13,737,816	14,976,201	△ 1,238,385	91.73
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
受取補助金等	1,570,000	0	1,570,000	—
一般正味財産への振替額	△ 7,719	0	△ 7,719	—
当期指定正味財産増減額	1,562,281	0	1,562,281	—
指定正味財産期首残高	50,000,000	50,000,000	0	100.00
指定正味財産期末残高	51,562,281	50,000,000	1,562,281	103.12
Ⅲ 正味財産期末残高	65,300,097	64,976,201	323,896	100.50

8 運動施設等利用状況（利用件数）

施設区分	26年度	25年度	比較増減	増減率
富浜緑地及び楠緑地 （サイクリングロード）	5,791件	6,639件	△848件	87.23%
富浜緑地 （テニスコート）	1,304件	1,350件	△46件	96.59%
富浜緑地 （運動広場）	392件	353件	39件	111.05%
名古屋港ゴルフ倶楽部 （富浜コース）	13,298組	13,413組	△115組	99.14%
楠広場 （野球場）	145件	135件	10件	107.41%
楠南広場 （野球場）	100件	121件	△21件	82.64%
木場南広場 （野球場）	501件	604件	△103件	82.95%
東浜中央緑地 （運動広場）	332件	370件	△38件	89.73%

※ 名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）を除く施設は、平成25年度までホームックス(株)が指定管理者として管理運営を行った。

9 監査結果

＜公益財団法人名古屋港緑地保全協会分＞

(1) 結果の概要

事業は出資目的に沿って適正に行われており、提出された貸借対照表、正味財産増減計算書等の財務諸表の計数を関係諸帳簿と照合した結果、いずれも符合し、経営成績及び財政状態を適正に表示しており、出納その他の事務は適正に執行されているものと認められた。

(2) 指摘事項等

ア 指摘事項

特になし

イ 注意事項

特になし

＜港営部関係分＞

港営部所管の事務の内、協会に対する事務について監査を実施した結果、特に指摘する点はなかった。

10 監査意見

協会は、ゴルフ場外周施設整備のために国から借り受けたNTT-A無利子貸付金を名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）の収益により償還しており、そのため非公募による任意の指定管理者となっているが、その償還は平成30年度に終わるため、今後の事業展開について、名古屋港管理組合と検討するよう要望する。

(株式会社日誠)

- 1 監査種別 公の施設の指定管理者監査
 2 監査の対象 株式会社日誠
 (当該指定管理者の事業に係る港営部の事務を含む。)
 3 実施年月日 平成27年11月13日(金)
 平成28年1月18日(月)
 4 監査対象の概要

株式会社日誠は、本組合から新舞子マリナーパーク、南浜緑地及び北浜緑地の指定管理者の指定を受けており(指定期間:平成26年4月1日から平成30年3月31日まで)、次の業務を行っている。

- (1) 運動施設等の利用の許可その他施設を一般の利用に供すること。
 (2) 施設の維持に関すること。
 (3) その他管理者が定める業務

5 監査の観点

本組合は、平成26年度において、指定管理料48,216,090円を支出し、また利用料金として13,793,500円を収受させていることから、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、事業運営は協定等に沿って適正に執行されているか、会計経理は適正に行われているか等について、主として平成26年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務について監査を実施した。

6 事業の状況

平成26年度の施設の利用状況は第1表のとおりである。

第1表 施設の利用状況

	計画	実績
新舞子マリナーパーク駐車場	26,500台	27,587台
利用料金収入	13,250,000円	13,793,500円

7 収支の状況

平成26年度の指定管理者業務に係る収支状況は、第2表のとおりである。

第2表 指定管理者業務に係る収支状況

収入の部

(単位:円)

区 分	予算額	決算額
利用料金収入	13,250,000	13,793,500
新舞子マリナーパーク	13,250,000	13,793,500
指定管理料収入	48,216,090	48,216,090
合 計	61,466,090	62,009,590

支出の部

区 分	予算額	決算額
管理運営費	61,466,090	68,087,380
人件費	19,332,420	18,209,626
事業費	41,333,670	46,309,979
管理費	800,000	3,567,775
合 計	61,466,090	68,087,380

8 監査結果

<株式会社日誠分>

監査の結果、一部に注意を要する事例が見受けられた。今後の事業執行に当たっては、これらの点に留意されたい。

(1) 指摘事項

特になし

(2) 注意事項

(物品の管理について)

指定管理料及び利用料金により購入した備品について、備品台帳に記載されていない事例が見受けられたので、注意されたい。

<港営部関係分>

港営部所管の事務の内、株式会社日誠に対する事務について監査を実施した結果、特に指摘する点はなかった。

辞 令

新	旧	氏 名
退任	名古屋港管理組合副管理者	石 原 君 雄 (3月31日)
名古屋港管理組合副管理者		中 西 肇 (4月1日)

議 会 事 項

3月28日招集された定例名古屋港管理組合議会は、会期を3日間と決定し、30日議事終了閉会した。
付議事件及びその結果は、下記のとおりである。

記

1 副管理者選任の同意について（愛知県副知事）	同 意
2 平成28年度名古屋港管理組合一般会計予算	原案可決
3 平成28年度名古屋港管理組合基金特別会計予算	原案可決
4 平成28年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算	原案可決
5 平成28年度名古屋港管理組合理立事業会計予算	原案可決
6 名古屋港管理組合行政不服審査会条例の制定について	原案可決
7 職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について	原案可決
8 職員の退職管理に関する条例の制定について	原案可決
9 名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部改正について	原案可決
10 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	原案可決
11 平成27年度名古屋港管理組合一般会計補正予算	原案可決
12 平成27年度名古屋港管理組合理立事業会計補正予算	原案可決
13 給与条例の一部改正について	原案可決
14 工事請負契約の締結について（大江ふ頭岸壁改良工事（その2））	原案可決
15 平成26年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算	認 定
16 平成26年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算	認 定
17 平成26年度名古屋港管理組合施設運営事業会計決算	認 定
18 平成26年度名古屋港管理組合理立事業会計決算	認 定
19 各常任委員会における閉会中の継続調査について	可 決

新	旧	氏 名
名古屋港管理組合へ出向	議会議務局次長	富 永 弘 樹
名古屋港管理組合へ出向	議会議務局議事課 主事	井 上 尚 文
議会議務局議事課課長補佐	企画調整室主査（調整担当）	秋 田 雅 樹
議会議務局議事課 主事	総務部総務課 主事	若 松 哲 彦
（以上4月1日）		

監 査 委 員 事 項

新	旧	氏 名
名古屋港管理組合へ出向	監査委員事務局監査課主査	青 井 万 里 子
監査委員事務局監査課主査	企画調整室主査（環境担当）	木 村 里 香
（以上4月1日）		

雑 報

新	旧	氏 名
(退職者)	会計管理者	浅 田 孝 男
定年退職	総務部長	森 俊 裕
定年退職	退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	錦 見 桂 司
定年退職	退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	小 池 信 之
定年退職	港営部海務課長	加 塚 伸 吾
定年退職	港営部海務課通航情報管理室長	中 田 茂 之
定年退職	港営部港湾管理事務所業務第一係長	西 村 一 彦
定年退職	港営部海務課 技師	浜 本 徳 広
定年退職	港営部海務課 技師	小 笠 原 典 城
(退職派遣職員)		
〈次長級〉		
退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	港営部担当部長 (関連事業担当)	岩 田 健
退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	建設部担当部長 (総合開発担当)	森 田 伸 二
〈課長級〉		
退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	退職派遣 (名古屋コンテナ埠頭派遣)	糸 川 賢
退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	退職派遣 (名古屋コンテナ埠頭派遣)	酒 井 政 人
退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	総務部総務課課長補佐	久 野 尊 仁
〈課長補佐級〉		
退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	企画調整室主幹 (企画担当)	清 水 和 夫
退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	退職派遣 (名古屋コンテナ埠頭派遣)	野 方 一 馬
退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	建設部工事課設計第二係長	小 宅 基 之
〈係長級〉		
退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	退職派遣 (名古屋コンテナ埠頭派遣)	斎 藤 哲 哉
退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	退職派遣 (名古屋コンテナ埠頭派遣)	水 橋 豊
退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	退職派遣 (名古屋コンテナ埠頭派遣)	須 甲 幸 喜
退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	建設部施設事務所担当係長 (電気設備工事担当)	加 藤 剛
退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	副 田 雄 一
〈主事・技師〉		
退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	総務部危機管理室 主事	安 井 豊 治
退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	退職派遣 (名古屋コンテナ埠頭派遣)	田 中 正 洋
退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	退職派遣 (名古屋コンテナ埠頭派遣)	吉 田 春 樹
退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	建設部施設事務所 技師	加 藤 真 魅
(愛知県派遣職員)		
併任解除	総務部担当課長 (県市政策調整担当)	安 藤 孝 之
(名古屋市派遣職員)		
併任解除	総務部参事 (県市政策調整担当)	竹 中 洋 一

併任解除	企画調整室担当課長（政策推進担当）	川 角 秀 之 (以上3月31日)
会計管理者		河 隅 彰 二
総務部長	総務部次長	河 合 伸 和
総務部次長	総務部総務課長	酒 井 隆
併任	名古屋市住宅都市局付参事	森 繁
総務部参事（県市政策調整担当）		
総務部危機管理監	建設部工事課長	大 野 孝 宏
港営部担当部長（関連事業担当）	議会事務局出向（議会事務局次長）	富 永 弘 樹
建設部担当部長（総合開発担当）	総務部担当部長（防災・危機管理担当）	安 藤 一 弘
併任	名古屋市住宅都市局付主幹	平 野 照 明
企画調整室担当課長（政策推進担当）		
企画調整室担当課長（環境担当）	建設部技術管理課長	堀 尾 明 宏
企画調整室付課長 名古屋市派遣	建設部総合開発室担当課長（金城・南5区 開発担当）	佐々木 浩 二
総務部総務課長	総務部財政課長	清 水 聡
併任	愛知県建設部港湾課付	橋 本 尚 典
総務部担当課長（県市政策調整担当）		
総務部担当課長（歴史的資料整理担当）	港営部担当課長（プレジャーボート対策担 当）	岩 田 聡 司
総務部担当課長（広報・にぎわい振興担当）	総務部担当課長（広報担当）	岡 松 宏
総務部付課長	総務部担当課長（歴史的資料整理担当）	山 本 哲 也
総務部危機管理課長	総務部危機管理室担当課長（防災・危機管 理担当）	畔 柳 眞 文
	総務部会計課長 出納室兼務	三 木 信 一 郎
総務部財政課長 出納室兼務解除	退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	後 藤 浩 一
総務部会計課長 出納室兼務	港営部海務課課長補佐	河 合 純 二
港営部担当課長（プレジャーボート対策担 当）	退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	森 田 浩 敏
港営部担当課長（関連事業担当）	港営部港湾管理事務所長	熊 谷 一 幸
港営部海務課長	港営部担当課長（関連事業担当）	江 上 正 臣
港営部港湾管理事務所長	企画調整室担当課長（事業担当）	浅 井 康 則
建設部事業推進課長	企画調整室付課長 名古屋市派遣	河 合 誠
建設部総合開発課長 名古屋市派遣解除	建設部総合開発室担当課長（再開発担当）	城 育 巳
建設部担当課長（金城・中川・南5区担当）	建設部港湾工事事務所長	松 島 和 宣
建設部技術管理課長	建設部担当課長（維持管理担当）	野 口 哲 史
建設部担当課長（維持管理推進担当）	企画調整室担当課長（環境担当）	亀 嶋 隆 光
建設部工事課長	退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	水 谷 幸 平
建設部港湾工事事務所長	港営部港営課課長補佐	木 下 嘉 平 太
企画調整室主幹（調整担当）	企画調整室主幹（事業担当）	高 木 強
企画調整室主幹（企画担当）	建設部総合開発室課長補佐（金城・南5区 開発担当）	安 藤 一 男
企画調整室主幹（海域調整担当）		

総務部総務課課長補佐	港営部管財課課長補佐	坂本和弘
総務部総務課広報・にぎわい振興室長	港営部港営課庶務係長	齊藤あゆみ
総務部危機管理課課長補佐	総務部危機管理室課長補佐（防災・危機管理担当）	堀田秀直
総務部危機管理課課長補佐（危機管理担当）	港営部付主幹（名古屋みなと振興財団派遣）	小川伸一
総務部行政管理課課長補佐	総務部行政管理課課長補佐	吉野算洋
総務部行政管理課行政管理係長兼務		
港営部港営課課長補佐	建設部管理課課長補佐	加藤康弘
港営部港営課関連事業室長	港営部港営課課長補佐（関連事業担当）	小島陽一
港営部誘致推進課課長補佐（クルーズ船誘致担当）	港営部誘致推進課課長補佐	渡邊誠
港営部管財課課長補佐	建設部管理課庶務係長	千賀孝利
港営部海務課通航情報管理室長	港営部海務課船席係長	平崎千明
港営部付主幹（名古屋みなと振興財団派遣）	総務部危機管理室課長補佐（防災・危機管理担当）	江口健司
港営部付主幹（名古屋みなと振興財団派遣（更新））	港営部付主幹（名古屋みなと振興財団派遣）	折田武士
建設部管理課課長補佐	企画調整室主幹（調整担当）	井戸田徹也
建設部事業推進課課長補佐	企画調整室主幹（事業担当）	今枝弘昌
建設部事業推進課課長補佐（事業推進担当）	企画調整室主査（計画担当）	村瀬勝博
建設部総合開発課課長補佐	建設部総合開発室課長補佐（再開発担当）	木村文彦
建設部総合開発課課長補佐（金城・中川・南5区担当）	建設部技術管理課技術管理係長	山田洋二
建設部技術管理課維持管理推進室長	建設部港湾工事事務所副所長（維持修繕担当）	大村真司
建設部技術管理課課長補佐（維持管理推進担当）	建設部技術管理課課長補佐（維持管理担当）	渡辺浩一
議会事務局出向	企画調整室主査（調整担当）	秋田雅樹
企画調整室主査（調整担当）	監査委員事務局出向（監査課主査）	青井万里子
名古屋港管理組合事務職員兼務解除	名古屋港管理組合事務職員兼務	
企画調整室主査（港湾運営企画担当）	建設部港湾工事事務所技術第三係長	長谷川久芳
企画調整室主査（計画担当）	建設部技術管理課担当係長（維持管理担当）	清水敏幸
企画調整室主査（計画担当）	港営部誘致推進課担当係長（港湾振興誌担当）	白川賢司
企画調整室主査（計画担当）	建設部技術管理課担当係長（技術基準・検査担当）	杉浦学
企画調整室主査（環境担当）	企画調整室主査（事業担当）	岡本玲理
企画調整室主査（環境担当）	建設部総合開発室担当係長（再開発調整担当）	宮本り工
総務部総務課担当係長（本庁舎等調整担当）	建設部技術管理課担当係長（技術基準・検査担当）	福永剛司
総務部総務課担当係長（広報担当）	総務部総務課広報係長	志賀良太
総務部総務課担当係長（にぎわい振興担当）	企画調整室主査（計画担当）	中尾洋介
総務部危機管理課危機管理係長	総務部危機管理室担当係長（防災・危機管理担当）	光地崇
総務部危機管理課担当係長（危機管理担当）	総務部危機管理室担当係長（防災・危機管理担当）	伊藤健治

総務部危機管理課担当係長(危機管理担当)	総務部危機管理室担当係長(防災・危機管理担当)	齊 藤 睦
総務部行政管理課担当係長(情報化推進担当)	総務部行政管理課担当係長(システム管理担当)	西 條 猛
総務部行政管理課担当係長(システム管理担当)	総務部行政管理課 主事	有 田 昌 史
港営部港営課庶務係長	港営部誘致推進課誘致推進係長	佐々木 諭 実 彦
港営部港営課規制係長	港営部管財課 主事	鉄 羅 尚 徳
港営部港営課担当係長(関連事業担当)	退職派遣(名古屋港埠頭派遣)	伊 藤 実 朗
港営部港営課担当係長(関連事業調整担当)	建設部施設事務所担当係長(調整担当)	堀 尾 冬 樹
港営部誘致推進課誘致推進係長	港営部誘致推進課担当係長(企業誘致担当)	佐久間 観 平
港営部誘致推進課担当係長(企業誘致担当)	港営部海務課 技師	川 瀬 陽 介
港営部誘致推進課担当係長(港湾振興誌担当)	港営部海務課 技師	守 屋 英 孝
港営部管財課管財係長	港営部港営課規制係長	生 山 雅 敏
港営部管財課担当係長(公有財産活用担当)	総務部職員課 主事	大 森 雅 士
港営部海務課船席係長	総務部総務課担当係長(みなと交流事業担当)	水 本 伸
港営部港湾管理事務所管理係長	建設部管理課工事契約係長	宮 崎 慎 悟
港営部港湾管理事務所業務第一係長	港営部港湾管理事務所管理係長	堀 内 志 郎
港営部港湾管理事務所業務第二係長	港営部付係長(名古屋みなと振興財団派遣)	川 井 修
港営部付係長(名古屋みなと振興財団派遣)	港営部管財課担当係長(公有財産活用担当)	喜 畑 純 平
建設部管理課庶務係長	港営部管財課管財係長	宮 澤 文 明
建設部管理課工事契約係長	総務部行政管理課担当係長(情報化推進担当)	稲 本 慶 太
建設部事業推進課事業推進係長	企画調整室主査(事業担当)	浜 島 真 治
建設部事業推進課担当係長(事業推進担当)	企画調整室主査(環境担当)	定 松 淳
建設部事業推進課担当係長(事業推進担当)	企画調整室主査(事業担当)	音 堅 清 人
建設部事業推進課担当係長(事業推進担当)	企画調整室主査(事業担当)	小 島 秀 明
建設部事業推進課担当係長(事業推進担当)	企画調整室主査(事業担当)	山 崎 恭 雅
建設部総合開発課総合開発係長	建設部総合開発室担当係長(再開発担当)	柴 田 律 雄
建設部総合開発課担当係長(総合開発調整担当)	総務部行政管理課行政管理係長	平 野 純 平
建設部総合開発課担当係長(総合開発建築担当)	建設部技術管理課担当係長(維持管理担当)	角 谷 祥 史
建設部総合開発課担当係長(金城・南5区担当)	建設部総合開発室担当係長(金城・南5区開発担当)	北 原 寛 之
建設部総合開発課担当係長(中川運河担当)	建設部総合開発室担当係長(再開発担当)	鎌 田 敏 志
建設部技術管理課技術管理係長	企画調整室主査(計画担当)	橋 場 隆 志
建設部技術管理課担当係長(技術基準・検査担当)	企画調整室(環境担当) 技師	大 下 可 奈
建設部技術管理課担当係長(技術基準・検査担当)	建設部工事課 技師	菊 谷 昭 彦
建設部技術管理課担当係長(維持管理推進担当)	企画調整室主査(港湾運営企画担当)	水 野 信 一

建設部技術管理課担当係長（維持管理推進担当）	建設部総合開発室担当係長（建築関連担当）	佐田洋介
建設部技術管理課担当係長（維持管理推進担当）	建設部技術管理課担当係長（維持管理担当）	片桐浩明
建設部技術管理課担当係長（維持管理推進担当）	建設部技術管理課担当係長（維持管理担当）	戸谷章夫
建設部技術管理課担当係長（維持管理推進担当）	建設部技術管理課担当係長（維持管理担当）	廣瀬敏彦
建設部工事課設計第二係長	建設部施設事務所建築係長	大矢敏勝
建設部港湾工事事務所技術第三係長	総務部総務課担当係長（本庁舎等調整担当）	内匠泰雄
建設部施設事務所建築係長	建設部施設事務所担当係長（建築工事担当）	犬飼圭一
建設部施設事務所担当係長（建築工事担当）	退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	市川善浩
建設部施設事務所担当係長（電気設備工事担当）	退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	山下将典
建設部施設事務所担当係長（調整担当）	港営部港湾管理事務所業務第二係長	伊藤啓衣
建設部付係長 宮城県気仙沼市派遣	建設部港湾工事事務所 技師	西山雄介
監査委員事務局出向 名古屋港管理組合事務職員兼務	企画調整室主査（環境担当）	木村里香
企画調整室（企画担当） 技師	企画調整室（計画担当） 技師	山本圭介
企画調整室（企画担当） 主事	退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	木戸博康
企画調整室（企画担当） 主事	建設部総合開発室（再開発担当） 主事	森一雄
企画調整室（企画担当） 技師	建設部港湾工事事務所 技師	寺戸裕二
企画調整室（計画担当） 技師	企画調整室（企画担当） 技師	飯田史人
企画調整室（計画担当） 技師	企画調整室（事業担当） 技師	市村和哉
企画調整室（計画担当） 技師	総務部危機管理室 技師	長治淳嗣
企画調整室（計画担当） 主事	議会事務局出向（議事課主事）	井上尚文
企画調整室（環境担当） 技師	総務部危機管理室 技師	今井豊
企画調整室（環境担当） 技師	建設部工事課 技師	柳原美帆
企画調整室（環境担当） 技師	建設部工事課 技師	服部利久子
総務部総務課 主事	企画調整室（計画担当） 主事	山川昭佳
総務部総務課 主事	総務部危機管理室 主事	中根拓哉
総務部総務課 主事	港営部誘致推進課 主事	安東弘之
総務部総務課 主事	建設部管理課 主事	榎木歳子
総務部危機管理課 技師	企画調整室（事業担当） 技師	川瀬雅裕
総務部危機管理課 主事	港営部港営課 主事	下條弘騎
総務部危機管理課 技師	港営部海務課 技師	拜郷良輔
総務部危機管理課 主事	港営部港湾管理事務所 主事	長坂浩和
総務部危機管理課 主事	港営部港湾管理事務所 主事	野中重成
総務部危機管理課 技師	建設部管理課 技師（宮城県気仙沼市派遣）	林章郎
総務部危機管理課 技師	建設部港湾工事事務所 技師	鈴木浩司
総務部危機管理課 技師	建設部施設事務所 技師	大橋一範
総務部職員課 主事	総務部総務課 主事	加藤裕規
総務部職員課 主事	総務部総務課 主事	加藤優

総務部職員課 主事	港営部港営課 主事	塩 崎 未 来
総務部財政課 主事	建設部管理課 主事	渡 邊 聡 一 郎
総務部会計課 主事 出納室兼務	総務部職員課 主事	稲 吉 千 香
港営部港営課 主事	総務部総務課 主事	田 中 一 之
港営部港営課 主事 出納室兼務解除	総務部会計課 主事 出納室兼務	奥 村 浩 佳
港営部港営課 主事 出納室兼務解除	総務部会計課 主事 出納室兼務	瀧 上 し ず か
港営部港営課 主事	港営部港営課 主事 (名古屋みなと振興財 団派遣)	阿 部 恵 美 子
港営部港営課 主事 (名古屋みなと振興財 団派遣)	企画調整室 (調整担当) 主事	伊 藤 功 修
港営部港営課 主事 (名古屋みなと振興財 団派遣)	港営部港営課 主事	村 田 英 之
港営部誘致推進課 主事	総務部職員課 主事	朝 岡 滋 子
港営部誘致推進課 主事	建設部管理課 主事	太 田 貴 幸
港営部誘致推進課 主事	建設部港湾工事事務所 主事	後 藤 伸 司
港営部管財課 主事	企画調整室 (企画担当) 主事	伊 藤 治 洋
港営部管財課 主事	港営部港営課 主事 (名古屋みなと振興財 団派遣)	西 川 慶
港営部管財課 技師	建設部施設事務所 技師	近 藤 章 弘
港営部海務課 主事	港営部海務課 技師	速 水 陽 介
港営部港湾管理事務所 主事	企画調整室 (企画担当) 主事	伴 清
港営部港湾管理事務所 主事	港営部港営課担当係長 (関連事業担当)	山 口 敬 士
港営部港湾管理事務所 主事	港営部管財課 主事	立 花 靖 久
港営部港湾管理事務所 主事	建設部施設事務所 主事	小 西 哲 也
港営部港湾管理事務所 技師	建設部施設事務所 技師	畔 柳 友 章
建設部管理課 主事	総務部総務課 主事	浅 野 千 歳
建設部管理課 主事	総務部財政課 主事	松 本 真 弥
建設部管理課 主事	港営部港営課 主事	喜 畑 智 香
建設部管理課 主事	港営部港営課 主事 (名古屋みなと振興財 団派遣)	高 橋 幸 代
建設部事業推進課 技師	企画調整室 (環境担当) 技師	馬 渕 理 子
建設部事業推進課 主事	港営部港湾管理事務所 主事	麻 谷 薫
建設部総合開発課 主事	建設部管理課 主事	生 田 英 子
建設部技術管理課 主事	港営部誘致推進課 主事	永 田 知
建設部技術管理課 技師	建設部総合開発室 (再開発担当) 技師	小 林 真 由 美
建設部技術管理課 技師	建設部港湾工事事務所 技師	藤 吉 克 弥
建設部工事課 技師	企画調整室 (計画担当) 技師	松 井 義 明
建設部工事課 技師	建設部施設事務所 技師	三 輪 修 嗣
建設部工事課 技師	建設部施設事務所 技師	神 谷 和 憲
建設部工事課 技師	建設部施設事務所 技師	中 村 幸 司
建設部港湾工事事務所 技師	企画調整室 (計画担当) 技師	金 井 孝 憲

建設部港湾工事事務所 主事	総務部総務課 主事	川 勝 俊 徳
建設部港湾工事事務所 技師	退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	岡 田 耕 一
建設部港湾工事事務所 技師	建設部技術管理課 技師	山 田 憲 一
建設部施設事務所 技師	企画調整室（環境担当） 技師	中 村 礼 子
建設部施設事務所 技師	退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	加 藤 剛
建設部施設事務所 技師	退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	上 田 勉
建設部施設事務所 主事	港営部港湾管理事務所 主事	山 本 正 平
建設部施設事務所 技師	港営部港湾管理事務所 技師	鶴 田 昭 憲
建設部施設事務所 技師	建設部技術管理課 技師	牧 野 紀 彦
建設部施設事務所 技師	建設部工事課 技師	田 中 良 明
議会事務局出向	総務部総務課 主事	若 松 哲 彦
企画調整室（調整担当） 主事	新規採用	水 越 智 哉
総務部総務課 主事	新規採用	中 保 佐 和 子
総務部総務課 主事	新規採用	田 端 華 奈
総務部職員課 主事	新規採用	前 田 真 吾
港営部港営課 主事	新規採用	加 賀 智 也
港営部管財課 主事	新規採用	郷 原 拓 真
港営部海務課 技師	新規採用	中 山 彰 健
建設部事業推進課 技師	新規採用	平 木 寿 典
建設部工事課 技師	新規採用	小 川 和 真
建設部港湾工事事務所 技師	新規採用	岡 田 佳 裕
		(以上4月1日)